

令和6年（2024年）

第5回可児市議会定例会議案

令和6年12月6日

## 目 次

議案第84号	令和6年度可児市一般会計補正予算（第5号）について .....	1
議案第85号	可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	2
議案第86号	可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	4
議案第87号	可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	6

議案第84号

令和6年度可児市一般会計補正予算（第5号）について

令和6年度可児市一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定める。

令和6年12月6日提出

可児市長 富田 成輝

議案第85号

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月6日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和36年可児町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の可児市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第86号

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月6日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和42年可児町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後

<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の235を乗じて得た額</u>に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第87号

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月6日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係る者にあつては、採用後市の規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市の規則で定めるもの 月額 <u>51,100円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係る者にあつては、採用後市の規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市の規則で定めるもの 月額 <u>51,600円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p>



2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもののうち規則で定めるもの（第22条において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の102.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4及び5 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、そ

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもののうち規則で定めるもの（第22条において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の68.75、12月に支給する場合においては100分の71.25」と、「6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の58.75、12月に支給する場合においては100分の61.25」とする。

4及び5 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、そ

<p>れぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75（特定管理職員にあっては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>れぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の48.75（特定管理職員にあっては、100分の58.75）</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>
--	--

第2条 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを別表のように改める。

第3条 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額（行政職給</p>	<p>(期末手当) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもののうち規則で</p>

料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもののうち規則で定めるもの（第22条において「特定管理職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の68.75、12月に支給する場合においては100分の71.25」と、「6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の58.75、12月に支給する場合においては100分の61.25」とする。

4及び5 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤

定めるもの（第22条において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4及び5 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤

<p>           勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）</u>を乗じて得た額の総額         </p> <p>           (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の48.75（特定管理職員にあっては、100分の58.75）</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）</u>を乗じて得た額の総額         </p> <p>           3～5 （略）         </p>	<p>           勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）</u>を乗じて得た額の総額         </p> <p>           (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）</u>を乗じて得た額の総額         </p> <p>           3～5 （略）         </p>
---	---

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条及び第2条の規定による改正後の可児市職員の給与支給に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の可児市職員の給与支給に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

## 別表（第2条関係）

## 別表第1（第3条関係）

行政職給料表（一）								
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	

43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	416,000	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	416,300	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	416,500	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	416,700	

	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	417,000	
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	417,300	
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	417,500	
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	417,700	
	94		299,400	347,400	386,500	398,500	418,000	
	95		299,700	347,800	386,900	398,800	418,300	
	96		300,100	348,200	387,300	399,000	418,500	
	97		300,300	348,400	387,600	399,200	418,700	
	98		300,600	348,800	388,000	399,500	419,000	
	99		301,000	349,200	388,400	399,800	419,300	
	100		301,400	349,500	388,800	400,000	419,500	
	101		301,600	349,800	389,100	400,200	419,700	
	102		301,900	350,200	389,500	400,500	420,000	
	103		302,200	350,600	389,900	400,800	420,300	
	104		302,500	351,000	390,300	401,000	420,500	
	105		302,700	351,500	390,600	401,200	420,700	
	106		303,000	351,900	391,000	401,500	421,000	
	107		303,300	352,300	391,400	401,800	421,300	
	108		303,600	352,700	391,800	402,000	421,500	
	109		303,800	353,200	392,100	402,200		
	110		304,200	353,600	392,500			
	111		304,600	353,900	392,900			
	112		304,900	354,200	393,300			
	113		305,100	354,700	393,600			
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員	—	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、この条例に規定する他の給料表及び市の規則で定める給料表の適用を受けないすべての職員（第26条に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表					
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200
	4	213,100	247,200	280,800	294,700
	5	214,800	249,400	281,800	295,200
	6	216,700	250,400	282,300	295,800
	7	218,500	251,300	282,800	296,400
	8	220,200	252,200	283,300	296,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400
	10	223,900	254,300	284,300	298,000
	11	225,800	255,400	284,800	298,600
	12	227,700	256,300	285,300	299,100
	13	229,600	257,100	285,800	299,600
	14	231,600	257,800	286,300	300,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800
	16	235,600	259,400	287,300	301,300
	17	237,600	260,500	287,800	301,800
	18	239,600	261,600	288,300	302,500
	19	241,700	262,700	288,800	303,200
	20	243,700	263,800	289,300	303,900
	21	245,600	264,900	289,800	304,600
	22	246,800	266,000	290,300	305,500
	23	248,000	267,100	290,800	306,400
	24	249,100	268,200	291,300	307,300
	25	250,200	269,200	291,800	308,100
	26	251,100	270,300	292,300	309,000
	27	252,000	271,400	292,800	309,900
	28	252,900	272,400	293,300	310,800
	29	253,700	273,400	293,800	311,600
	30	254,500	274,100	294,400	312,500
	31	255,200	274,800	295,200	313,400
	32	255,900	275,500	296,000	314,300
	33	256,700	276,200	296,700	315,100
	34	257,500	276,800	297,500	316,200
	35	258,300	277,300	298,300	317,300
	36	259,000	277,800	299,100	318,400
	37	259,700	278,300	299,800	319,500
	38	260,600	278,900	300,600	320,600
	39	261,500	279,400	301,400	321,700
	40	262,300	279,900	302,100	322,800
	41	263,100	280,300	302,900	323,900
	42	264,000	280,800	303,700	325,100
43	264,800	281,300	304,500	326,200	



44	265,600	281,800	305,300	327,300
45	266,400	282,300	306,000	328,100
46	267,100	282,800	307,000	329,200
47	267,800	283,300	308,000	330,300
48	268,400	283,800	308,900	331,300
49	269,000	284,300	309,800	332,300
50	269,500	284,800	310,800	333,300
51	270,000	285,300	311,800	334,300
52	270,400	285,800	312,700	335,300
53	270,800	286,300	313,600	336,500
54	271,300	286,800	314,600	337,800
55	271,800	287,300	315,600	339,000
56	272,200	287,800	316,600	340,200
57	272,600	288,300	317,400	341,100
58	273,000	289,100	318,400	342,300
59	273,400	289,900	319,400	343,400
60	273,800	290,600	320,300	344,700
61	274,200	291,300	321,200	345,700
62	274,600	292,200	322,200	346,600
63	275,000	293,100	323,200	347,700
64	275,400	293,900	324,100	348,900
65	275,800	294,700	325,000	350,000
66	276,200	295,600	326,200	351,200
67	276,600	296,400	327,400	352,400
68	277,000	297,200	328,600	353,400
69	277,400	298,000	329,300	354,400
70	277,900	298,900	330,400	355,400
71	278,400	299,800	331,500	356,500
72	278,800	300,700	332,400	357,600
73	279,200	301,600	333,500	358,400
74	279,800	302,500	334,200	359,500
75	280,400	303,400	335,300	360,600
76	280,900	304,300	336,400	361,600
77	281,400	305,100	337,500	362,300
78	282,000	306,100	338,700	363,100
79	282,600	307,100	339,800	363,900
80	283,100	308,000	340,900	364,600
81	283,600	308,500	342,000	365,200
82	284,100	309,400	343,100	365,700
83	284,600	310,300	344,100	366,200
84	285,100	311,100	345,200	366,700
85	285,600	311,900	346,100	367,300
86	286,100	312,900	347,100	367,800
87	286,600	313,900	348,000	368,300
88	287,100	314,900	349,000	368,800
89	287,600	315,800	349,900	369,200
90		316,900	350,700	369,600

	91		317,900	351,500	370,200
	92		318,900	352,300	370,700
	93		319,700	352,900	371,000
	94		320,400	353,500	371,500
	95		321,100	354,100	371,900
	96		321,700	354,700	372,200
	97		322,200	355,100	372,800
	98		322,500	355,500	373,300
	99		323,100	356,000	373,800
	100		323,700	356,400	374,300
	101		324,100	356,900	374,900
	102		324,700	357,300	375,400
	103		325,300	357,800	375,900
	104		325,800	358,200	376,300
	105		326,200	358,500	376,900
	106		326,700	359,000	377,400
	107		327,200	359,400	377,900
	108		327,700	359,700	378,400
	109		328,100	360,100	379,000
	110		328,500	360,600	379,400
	111		328,800	361,100	379,900
	112		329,100	361,600	380,400
	113		329,400	362,100	381,000
	114		329,800	362,600	
	115		330,100	363,100	
	116		330,400	363,500	
	117		330,600	363,900	
	118		330,900	364,300	
	119		331,200	364,800	
	120		331,400	365,300	
	121		331,600	365,700	
	122		331,900	366,200	
	123		332,200	366,700	
	124		332,500	367,200	
	125		332,700	367,500	
	126		333,000		
	127		333,400		
	128		333,600		
	129		333,800		
定年前再任用短時間勤務職員	—	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900

備考 この表は、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士等の保健医療業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

福祉職給料表					
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	199,600	246,200	284,700	302,400
	2	201,300	248,300	285,500	303,700
	3	203,000	250,300	286,300	305,000
	4	204,700	252,300	287,100	306,200
	5	206,300	254,300	287,800	307,400
	6	207,900	255,900	288,800	309,000
	7	209,500	257,500	289,700	310,600
	8	211,100	258,800	290,600	312,200
	9	212,700	260,300	291,500	313,800
	10	214,500	261,500	292,400	315,500
	11	216,300	262,600	293,300	317,000
	12	217,400	263,700	294,200	318,500
	13	218,500	264,800	295,000	319,700
	14	219,700	265,900	296,000	321,100
	15	220,900	267,000	297,200	322,500
	16	222,000	268,100	298,300	323,900
	17	223,100	269,200	299,500	325,300
	18	224,100	270,100	300,600	326,800
	19	225,100	271,000	301,700	328,200
	20	226,100	271,800	302,800	329,600
	21	227,100	272,400	303,900	331,000
	22	228,500	273,100	305,000	332,600
	23	229,800	273,900	306,100	334,200
	24	231,100	274,600	307,100	335,700
	25	232,400	275,600	308,100	337,200
	26	233,700	276,500	309,100	338,800
	27	235,000	277,400	310,100	340,400
	28	236,200	278,300	311,100	341,900
	29	237,400	279,300	312,100	343,400
	30	238,400	280,200	313,100	344,900
	31	239,400	281,100	314,100	346,400
	32	240,400	282,000	315,100	347,900
	33	241,400	282,900	316,100	349,400
	34	242,400	283,700	317,200	351,000
	35	243,300	284,600	318,300	352,600
	36	244,200	285,500	319,400	354,100
	37	245,100	286,500	320,500	355,300
	38	246,000	287,500	321,600	356,800
	39	246,900	288,500	322,700	358,300
	40	247,700	289,400	323,800	359,800
	41	248,500	290,300	324,800	361,200
	42	249,100	291,300	325,900	362,700
43	249,700	292,300	327,000	364,200	

44	250,300	293,200	328,000	365,700
45	250,800	294,100	329,000	367,100
46	251,300	295,100	329,900	368,500
47	251,800	296,100	330,800	369,900
48	252,300	297,000	331,700	371,300
49	252,800	297,900	332,600	372,300
50	253,400	298,800	333,300	373,400
51	253,900	299,700	333,900	374,300
52	254,400	300,600	334,500	375,400
53	254,800	301,400	335,100	376,100
54	255,300	302,300	335,800	376,700
55	255,800	303,200	336,400	377,400
56	256,300	304,000	337,000	378,200
57	256,800	304,900	337,600	379,000
58	257,200	305,900	338,100	379,700
59	257,600	306,900	338,600	380,500
60	258,000	307,800	339,100	381,200
61	258,400	308,700	339,500	382,000
62	258,800	309,700	339,700	382,700
63	259,200	310,600	340,200	383,400
64	259,600	311,500	340,700	384,000
65	260,000	312,400	341,000	384,300
66	260,400	313,300	341,400	384,900
67	260,800	314,200	341,900	385,500
68	261,200	315,000	342,300	386,200
69	261,600	315,700	342,700	386,600
70	262,000	316,600	343,200	387,300
71	262,400	317,400	343,600	387,900
72	262,800	318,200	344,100	388,500
73	263,200	319,000	344,300	388,900
74	263,600	319,500	344,800	389,400
75	264,000	320,000	345,300	390,000
76	264,400	320,500	345,700	390,500
77	264,800	321,000	346,000	390,900
78	265,200	321,600	346,400	391,400
79	265,600	322,100	346,900	391,900
80	265,900	322,600	347,300	392,400
81	266,200	322,900	347,500	392,900
82	266,600	323,200	347,800	393,300
83	267,000	323,700	348,200	393,700
84	267,300	324,000	348,600	394,100
85	267,600	324,300	348,900	394,300
86	268,000	324,600	349,200	394,500
87	268,400	324,900	349,600	394,800
88	268,700	325,200	350,000	395,100
89	269,000	325,600	350,300	395,300
90	269,400	326,000	350,700	395,600

	91	269,800	326,300	351,100	395,900
	92	270,100	326,500	351,300	396,100
	93	270,400	327,000	351,600	396,300
	94	270,800	327,400		
	95	271,200	327,600		
	96	271,500	328,000		
	97	271,800	328,400		
	98	272,200	328,800		
	99	272,600	329,200		
	100	272,900	329,500		
	101	273,200	329,700		
	102		330,000		
	103		330,300		
	104		330,600		
	105		331,000		
	106		331,200		
	107		331,500		
	108		331,900		
	109		332,300		
	110		332,600		
	111		332,900		
	112		333,200		
	113		333,500		
	114		333,900		
	115		334,200		
	116		334,400		
	117		334,600		
	118		334,900		
	119		335,200		
	120		335,500		
	121		335,700		
定年前再任用短時間勤務職員	—	基準給料月額 円 205,800	基準給料月額 円 245,600	基準給料月額 円 260,100	基準給料月額 円 293,600

備考 この表は、幼稚園、児童福祉施設等で市長の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。